

(5)補助事業の完了について

補助事業の完了とは、事業実施期限までに「①取組」と「②支払い」の両方が完了している状態を指します。いずれかが未完の場合、補助金をお受け取りいただけなくなります。

① 取組の完了

補助事業計画に記載した販路開拓等の取組が完了していること。

「取組の完了」と認められない例

- 機械装置を購入・設置したが、一度も使用していない。
- ホームページを作成したが、インターネット上で公開していない。
- 新聞・雑誌等に広告を掲載したが、事業実施期間内に発行されていない。

※ いずれの場合も、経費の全額が補助対象外となり、補助金をお受け取りいただけなくなります。

② 支払いの完了

- 銀行振込の場合：事業実施期間内に振込を完了していること。



- クレジットカード払いの場合：事業実施期間内に補助事業者の口座からの引き落としが完了していること。

※ クレジットカードの使用日(決済日)が支払完了日ではありません。

